

### 【趣旨説明及び問題提起：廣岡浄進】

最初に、廣岡氏から本講座の趣旨説明及び問題提起がなされた。

本講座における問題意識として、特別措置法にもとづく同和対策事業が2001年度を以て期限切れとなり、その後およそ15年を経過した後、昨冬、部落差別解消推進法が制定されたが、同和地区の生活実態を含めた部落問題の現状をどのようにつかまえるのかについて考えたいと説明した。あわせて、官報に掲載された部落差別解消推進法の条文を提示しつつその概略について紹介し、部落差別の現存を国が認めたこと、行政の責務を果たすための施策として、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、「部落差別の実態に係る調査」について掲げていることなど、本講座の議論に関わるポイントを説明した。

次に本講座のねらいを、新法に定められた国および地方公共団体の責務についての問題提起、とりわけ「相談」「部落差別の実態に係る調査」の2点についてイメージを膨らませることだと説明し、各講師からの報告へと移っていった。

### 【報告1：部落差別解消推進法と隣保館（山本崇記）】

最初の報告は、「部落差別解消推進法と隣保館」というテーマで山本氏が行った。

まず、山本氏は隣保館を活用した「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制」（「部落差別の解消の推進に関する法律」）構築への方途を提示した。山本氏は、これまで部落差別に関する相談を受けてきた人・機関の整理・確認を行ったうえで、その中で存在し続けてきた隣保館を取り上げ、隣保館は社会（福祉）資源であり、地域福祉やまちづくりのコーディネーターとして、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの連携を行うことで、より多様な人々の力を活用し部落問題の解決に取り組めるようになると述べた。そして、相談事業においても「部落差別に関する相談」がそのままストレートに隣保館に来るわけではないことに注意を促したうえで、社会福祉学の観点から、ケース会議などのソーシャルワークを通じて地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携を強化するとともにストレートに表出しない「部落差別に関する」相談／問題を地域住民の福祉課題に対応するなかで見つけることが可能になるのではないかと述べた。ただし一方で、インターネット上の「部落暴き」などからその危険性が理解できるとおり、隣保館と名乗ることによって被差別部落・同和地区だと特定される「怖れ」が、隣保館にそのような攻めの事業を行うことを難しくさせている一面があることも指摘した。

「地域の実情に応じた施策」（「部落差別解消推進法」）の内実を示す例として、鳥取市の隣保館における、生活困窮者・虐待・子どもの貧困への対応など、時代のニーズに合った事業の展開に隣保事業を繋げる活動や、さらにそれらの射程を「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」に対応する課題にまで広げて活動し、部落問題への対応を幾とおりのアプローチから想定する積極的な活動を紹介した。

最後に、嘱託・非常勤職員が多く、地域との関係を形成することや、個々の住民を捉

えるだけのマンパワーがないという現在の隣保館の構造的な課題に言及し、対策として当事者運動にさらに多様な人々を巻き込んでいくことや、NPO・市民活動型の運動に取り組むことなどを提示し、それを実現するヒントとして、部落内から外へ向けた積極的な情報発信と部落内外の連携の必要性を挙げた。

#### 【報告2：部落差別の実態把握—生活実態をどう捉えるか？（妻木進吾）】

次に、「部落差別の実態把握：生活実態をどう捉えるか？」というテーマで妻木氏が報告した。

妻木氏は、最初に生活実態調査の必要性を説明した。「部落差別の解消の推進に関する法律」は、「部落差別の実態に係る調査」を行うとうたっているが、同法に部落差別の定義がなされていないことと、それゆえに「部落差別の実態に係る調査」が何を指しているのか不明瞭であることを指摘した。そして、同和対策審議会答申に示された心理的差別と実態的差別が相互に原因・結果となり再生産されていくという部落差別の構造についての認識枠組みを踏まえるならば、「部落差別の実態に係る調査」には、同和地区住民・被差別部落出身者の生活実態に関する調査を外すわけにはいかないのではないかと提起した。

全国規模の同和地区の生活実態調査は、総務庁地域改善対策室による1993年の調査が最後であり、自治体が実施した調査も同和対策事業にかかわる特別措置法が期限切れを迎えた2002年以降は少数にとどまり、同和地区住民の生活実態について十分な把握がなされているとは言えない状況が続いてきた。そのような状況下で行われたいくつかの調査の中から2009年に行われた大阪市のある部落の生活実態調査を事例に、現在の同和地区の様子について紹介した。その中で、1993年の総務庁調査などに特に青年においては、様々な面で格差の縮小傾向が見られたが、2009年調査では、正規雇用割合や収入は男女とも中高年層は相対的に安定しているが、若年層は不安定化している実態がうかがえることを指摘した。中高年層の実態については、実質的な就業保障として同和対策において行われてきた公務員への就職斡旋の影響があることと、若年層については1990年代以降顕在化した日本全体における雇用の不安定化と同和対策事業の終結という2つの動きが影響を与え、「安定層」の流出傾向がこれに拍車をかけたと説明した。これらの実態は、一地区の調査から把握したことであり、大阪市の同和地区全体の傾向であるかは不明である。その課題をクリアするために国勢調査が活用できると提案した。

国勢調査データを再分析することにより、同和地区の実態把握ができることを紹介したうえで、その手法を2010年の国勢調査をもとに大阪府の部落に対して実施した結果を確認し、かねてより言われてきた低学歴や不安定就業者層の分厚さなどが継続していることを説明した。

最後に、国勢調査を活用した部落の実態把握のメリットとして、再分析という手法による調査にかかわる負担の低減や、定期的に実施されてきた／されていく国勢調査の性

質から過去や最新の実態をフォローできることなどを指摘した。一方で、都市部以外での適応可能性の不透明さと、現に部落に住んでいる人々の実態しか掴めないこと、つまり転出者の状況がわからないことなどを課題として挙げて、報告を終えた。

### 【報告3：ヒアリング調査の重要性とその難しさ（齋藤直子）】

最後の報告は「ヒアリング調査の重要性とその難しさ」と題して齋藤氏が行った。

齋藤氏は、まず部落差別の実態調査において、差別が「どの程度生じているか」という量的な把握も必要だが、「どのようになされているか」を把握することも差別の全体像を掴むうえで重要であると主張し、そのために質的（ヒアリング）調査が必要になってくると述べた。差別実態の分析や教育・啓発の場において、差別がどのように生起しているのか具体的な実例を示していくためにも、質的調査が必要になるという。

また、たとえば差別を受けても誰にも相談しない／できない場合や、本人さえも差別と断定できないような巧妙な形で部落を避ける場合があり、これらの「暗数」となっている事実をすくいあげるには聞き取りという手法が有効であると、実際に聞き取りの資料を見ながら示していった。また、いわゆる「ネット上の差別」もそれによる不利益が生じるのは現実の世界であり、現実被害を受けている人の状況は、当事者に聞かないと明らかにできない点についても指摘した。妻木氏の報告の中で課題として挙げられた転出者の状況についても聞き取りであればフォローできると述べ、実態調査における量的・質的アプローチの相互補完性について説明した。

次に、ヒアリング調査の先行研究と成果について確認していった。量的調査と同様、質的調査についても行政の調査の不在を運動団体や研究者によって埋めてきたことを2000年以降のいくつかの調査を取り上げて示すとともに、それらの調査の中で、差別の具体的な状況や被差別当事者の被差別体験だけではなく、その家族・友人のケースについても数多く聞いたことを報告した。そして、それらのケースで、行政や運動団体への相談としてカウントされていないものが多数あるという事実も紹介した。

最後に、ヒアリング調査の進め方について自身の考えを示した。調査に応じていただける方と出会うことが最大の課題になるのだが、たとえば、かつて大阪府の調査で試みたのは、量的（アンケート）調査の際に聞き取りに応じてもらえる人には連絡先を記入してもらい「募集」という方法であった。また、隣保館・運動団体などからの紹介も考えられる。特に転出者の把握においてはそれらの機関・団体等が有しているネットワークが必要であることを指摘した。また転出者からのヒアリング調査の必要性として、転出者には、子どもにまだ部落出身者であることを伝えていない場合や、子ども会がなく子どもに仲間がいないこと、身元調べの不安など、固有の悩み・困難があることに言及した。

まとめとして、部落差別の実態を知るには、被差別部落住民の実態を捉える量的調査と転出者の状況を把握する質的調査が必要であると訴えた。

### 【パネルディスカッション：全員】

パネルディスカッションでは、追加意見として、山本氏から、京都市の隣保館は、現在は「いきいき市民活動センター」になり、隣保事業もなくなっている。地域住民からは反対意見が多く出た改革であったが、下京区や北区にあるセンターでは社会福祉活動に力を入れており、活動を広げようとしているところがある。そのような動きを見つつ、従来からの隣保館も活動を活性化させるためにはこれまでどおりではなくて、新しい動きをつくることは必要だと考えている。そしてそのために、大阪にみられる民設の隣保館と従来の公設のものとの比較検討なども必要ではないかと提起した。

齋藤氏からは、自身がメンバーである結婚差別の被害者を支援する市民団体であり、差別にかかわる相談を受けている「ネットワーク Kakekomi 寺」がインターネットでの相談を受け付けていることもあり、検索で団体の HP にひっかかって部落差別にかかわる情報を被差別者が入手できる状況が生まれていることなどを紹介した後、部落差別に関するネガティブな情報が占めるネットの世界で、部落差別に関するポジティブな情報を発信するという団体の取組みが意義をもっていることや、ネガティブ情報へのカウンターとして、当事者の支えになる情報を発信していくことが大事であると述べた。最後に、単に「結婚差別はいけない」という発信の仕方ではなく、「事例」をふまえた情報発信をしていくことで、似た経験をしている人からの反応がみられたり、自身の体験をかたる「きっかけ」になりうることを述べた。隣保館における情報発信においても、発信の仕方に工夫が必要であり、また発信に対する応答に対応できるような準備の必要があると述べた。

文責：中川理季（研究第2部嘱託研究員）